

# 編入生・転科生のみなさまへ

## 1. 入学前の既修得単位の認定について

本学入学前に通っていた大学・短期大学（専門学校を除く）において修得した単位を本学で認定する方法は、入試種別によって異なります。ここでは、編入学選抜、転科試験を受験して入学する方を対象とした既修得単位の認定の申請方法を説明しています。一般選抜・総合型選抜・外国人留学生特別選抜・帰国生特別選抜を受験した方については、「入学前の既修得単位の認定について」掲載のPDFを確認してください。

### (1) 編入生の場合

#### ① 2 年次編入学選抜

##### (1) 一括単位認定

編入学の際、50 単位は一括認定されます。編入後に修得が必要な単位数は、「2 年次編入生の既修得単位認定」の表を確認してください。

##### (2) 個別単位認定

一括単位認定に加えて、編入学以前の単位修得状況によっては、12 単位を上限として個別に単位を認定します。個別単位認定の条件等は以下の通りです。

- ・個別単位認定は、編入学時のみ申請できます。下記期限を過ぎた場合は一切認定しませんので、注意してください。
- ・編入学以前に修得した単位数のうち、一括認定する50単位を除いた数より、12単位を限度として認定します。
- ・個別単位認定は授業科目区分ごとに認定（算入）します。
- ・個別単位認定は、短期大学および4年制大学で修得した単位を認定するものであり、高等専門学校や専修学校で修得した単位は、認定の対象ではありません。

●**提出が必要な書類** 下記書類を本学へ郵送してください。

(1) 成績証明書（62 単位以上を修得したことを証明するもの）

(2) 2023年度個別単位認定申込書（編入生用）（様式はこちら）

※成績証明書の発行が間に合わない場合は事前にご連絡ください。

※個別単位認定の審査の結果として、「個別単位認定通知書」を、

2023年4月上旬より1号館2階教務チーム窓口にて配付します。学生証を持参して必ず受け取ってください。

<送付先・提出先>

〒187-8505 東京都小平市小川町1-736

武蔵野美術大学 教務チーム 授業担当

提出期限：2023年3月4日（土）必着

## ②3 年次編入学選抜

### (1) 一括単位認定

編入学の際、62 単位は一括認定されます。編入後に修得が必要な単位数は、「3年次編入生の既修得単位認定」の表を確認してください。

### (2) 個別単位認定

一括単位認定に加えて、編入学以前の単位修得状況によっては、14 単位を上限として個別に単位を認定します。個別単位認定の条件等は以下の通りです。

- ・個別単位認定は、編入学時のみ申請できます。下記期限を過ぎた場合は一切認定しませんので、注意してください。
- ・編入学以前に修得した単位数のうち、一括認定する62単位を除いた数より、14単位を限度として認定します。
- ・個別単位認定は授業科目区分ごとに認定（算入）します。
- ・個別単位認定は、短期大学および4年制大学で修得した単位を認定するものであり、高等専門学校や専修学校で修得した単位は、認定の対象ではありません。

## ●提出が必要な書類 下記書類を本学へ郵送してください。

(1) 成績証明書（62 単位以上を修得したことを証明するもの）

(2) 2023年度個別単位認定申込書（編入生用）（様式はこちら）

※成績証明書の発行が間に合わない場合は事前にご連絡ください。

※個別単位認定の審査の結果として、「個別単位認定通知書」を、

2023年4月上旬より1号館2階教務チーム窓口にて配付します。学生証を持参して必ず受け取ってください。

### <送付先・提出先>

〒187-8505 東京都小平市小川町1-736

武蔵野美術大学 教務チーム 授業担当

提出期限：2023年3月4日（土）必着

2年次編入生の  
既修得単位認定

編入学前に修得した単位の認定と、編入学後に修得すべき単位

本学の教育課程における 授業科目区分	日本画学科				油絵学科（油絵専攻・版画専攻）			
	卒業に 必要な 単位数	一括認定 単位数	編入学後に 修得すべき 単位数	一括認定単位数を超えて さらに認定できる個別単 位認定の単位数 （各人の編入学前の学修 状況を見て、本学の科目区 分に沿って個別に認定）	卒業に 必要な 単位数	一括認定 単位数	編入学後に 修得すべき 単位数	一括認定単位数を超えて さらに認定できる個別単 位認定の単位数 （各人の編入学前の学修 状況を見て、本学の科目区 分に沿って個別に認定）
文化総合Ⅰ類科目 （教養、言語、身体、造形）	24	12	12	0～12	24	12	12	0～12
文化総合Ⅱ類科目 （教養、言語、身体、造形）	16	8	8	0～8	16	8	8	0～8
文化総合Ⅰ類 またはⅡ類科目 （教養、言語、身体、造形）	10	4	6	0～6	10	4	6	0～6
造形総合Ⅰ類科目	6	4	2	—	6	4	2	—
造形総合Ⅱ類科目	2	0	2	—	2	0	2	—
学科別科目、卒業制作	44	9	35	—	44	10	34	—
自由選択枠	22	13	9	0～9	22	12	10	0～10
合計	124	50	74	編入学前の既修得単位の 範囲内で12単位まで	124	50	74	編入学前の既修得単位の 範囲内で12単位まで

本学の教育課程における 授業科目区分	彫刻学科				視覚伝達デザイン学科 建築学科			
	卒業に 必要な 単位数	一括認定 単位数	編入学後に 修得すべき 単位数	一括認定単位数を超えて さらに認定できる個別単 位認定の単位数 （各人の編入学前の学修 状況を見て、本学の科目区 分に沿って個別に認定）	卒業に 必要な 単位数	一括認定 単位数	編入学後に 修得すべき 単位数	一括認定単位数を超えて さらに認定できる個別単 位認定の単位数 （各人の編入学前の学修 状況を見て、本学の科目区 分に沿って個別に認定）
文化総合Ⅰ類科目 （教養、言語、身体、造形）	24	12	12	0～12	24	12	12	0～12
文化総合Ⅱ類科目 （教養、言語、身体、造形）	16	8	8	0～8	16	8	8	0～8
文化総合Ⅰ類 またはⅡ類科目 （教養、言語、身体、造形）	10	4	6	0～6	—	—	—	—
造形総合Ⅰ類科目	6	6	—	—	6	6	—	—
造形総合Ⅱ類科目	2	0	2	—	2	0	2	—
学科別科目、卒業制作	44	8	36	—	54	12	42	—
自由選択枠	22	12	10	0～10	22	12	10	0～10
合計	124	50	74	編入学前の既修得単位の 範囲内で12単位まで	124	50	74	編入学前の既修得単位の 範囲内で12単位まで

本学の教育課程における 授業科目区分	工芸工業デザイン学科				芸術文化学科			
	卒業に 必要な 単位数	一括認定 単位数	編入学後に 修得すべき 単位数	一括認定単位数を超えて さらに認定できる個別単 位認定の単位数 (各人の編入学前の学修 状況を見て、本学の科目区 分に沿って個別に認定)	卒業に 必要な 単位数	一括認定 単位数	編入学後に 修得すべき 単位数	一括認定単位数を超えて さらに認定できる個別単 位認定の単位数 (各人の編入学前の学修状 況を見て、本学の科目区分 に沿って個別に認定)
文化総合Ⅰ類科目 (教養、言語、身体、造形)	24	12	12	0~12	24	12	12	0~12
文化総合Ⅱ類科目 (教養、言語、身体、造形)	16	8	8	0~8	16	8	8	0~8
文化総合Ⅰ類 またはⅡ類科目 (教養、言語、身体、造形)	—	—	—	—	—	—	—	—
造形総合Ⅰ類科目	6	4	2	—	6	6	—	—
造形総合Ⅱ類科目	2	0	2	—	2	0	2	—
学科別科目、卒業制作	54	12	42	—	54	10	44	—
自由選択枠	22	14	8	0~8	22	14	8	0~8
合計	124	50	74	編入学前の既修得単位の 範囲内で12単位まで	124	50	74	編入学前の既修得単位の 範囲内で12単位まで

本学の教育課程における 授業科目区分	デザイン情報学科			
	卒業に 必要な 単位数	一括認定 単位数	編入学後に 修得すべき 単位数	一括認定単位数を超えてさ らに認定できる個別単位認 定の単位数 (各人の編入学前の学修状 況を見て、本学の科目区分 に沿って個別に認定)
文化総合Ⅰ類科目 (教養、言語、身体、造形)	24	12	12	0~12
文化総合Ⅱ類科目 (教養、言語、身体、造形)	16	8	8	0~8
文化総合Ⅰ類 またはⅡ類科目 (教養、言語、身体、造形)	—	—	—	—
造形総合Ⅰ類科目	6	6	—	—
造形総合Ⅱ類科目	2	0	2	—
学科別科目、卒業制作	54	12	42	—
自由選択枠	22	12	10	0~12
合計	124	50	74	編入学前の既修得単位の 範囲内で12単位まで

**3年次編入生の  
既修得単位認定**

**【造形学部】**

編入学前に修得した単位の認定と、編入学後の修得すべき単位

本学の教育課程における 授業科目区分	日本画学科 油絵学科 (油絵専攻・版画専攻) 彫刻学科			視覚伝達デザイン学科 工芸工業デザイン学科 空間演出デザイン学科 建築学科 基礎デザイン学科 映像学科 芸術文化学科 デザイン情報学科			【全学科共通】 一括認定単位数を超えてさら に認定できる個別単位認 定の単位数 (各人の編入学前の学修状況 を見て、本学の科目区分に 沿って個別に認定)
	卒業に必要な 単位数	一括認定 単位数	編入学後に 修得すべき 単位数	卒業に必要な 単位数	一括認定 単位数	編入学後に 修得すべき 単位数	
文化総合Ⅰ類科目 (教養、言語、身体、造形)	24	12	12	24	12	12	0~12
文化総合Ⅱ類科目 (教養、言語、身体、造形)	16	8	8	16	8	8	0~8
文化総合Ⅰ類 またはⅡ類科目 (教養、言語、身体、造形)	10	4	6	—	—	—	0~6
造形総合Ⅰ類科目	6	6	—	6	6	—	—
造形総合Ⅱ類科目	2	2	—	2	2	—	—
学科別科目、卒業制作	44	20	24	54	24	30	—
自由選択枠	22	10	12	22	10	12	0~12
合計	124	62	62	124	62	62	編入学前の既修得単位の範囲 内で14単位まで

**【造形構想学部】**

編入学前に修得した単位の認定と、編入学後の修得すべき単位

本学の教育課程における 授業科目区分	クリエイティブイノベーション学科			映像学科			【全学科共通】 一括認定単位数を超えてさら に認定できる個別単位認 定の単位数 (各人の編入学前の学修状況 を見て、本学の科目区分に 沿って個別に認定)
	卒業に必要な 単位数	一括認定 単位数	編入学後に 修得すべき 単位数	卒業に必要な 単位数	一括認定 単位数	編入学後に 修得すべき 単位数	
全学共通科目	14	10	4	40	20	20	0~12
造形構想基盤科目	18	18	—	36	12	2	
専門基礎科目	39	34	5		18	4	
専門領域別科目	11	0	11	8	0	8	0~12
専門総合科目	20	0	20	16	0	16	
自由選択枠	22	0	22	24	12	12	
合計	124	62	62	124	62	62	編入学前の既修得単位の範囲 内で14単位まで

## (2) 転科生の場合

転科・転専攻前の修得単位は、授業科目区分ごとに認定（算入）します。

文化総合科目Ⅰ類、Ⅱ類および造形総合科目Ⅱ類は、原則としてすべてを認定し、転科後の学科でも継続して卒業所要単位に含めることができます。しかし、転科前／後の単位構成上の差異から修得単位数をすべて認定できないことがあり、転科後に不足単位数が増える場合があります。

転科後に修得すべき単位数については、個別の「単位認定通知書」に記載し通知します。2023年4月上旬より、1号館2階教務チーム窓口にて配付しますので、学生証を持参して、必ず受け取ってください。

## 2. 教職課程の履修について

このページでは、主に編入生・転科生を対象とした教職課程の履修方法を説明しています。

本学では、所定の単位を修得し、卒業することにより以下の教員免許状が取得可能です。

卒業学科	免許状の種類・教科	
日本画学科 油絵学科 油絵専攻 油絵学科 版画専攻 彫刻学科 視覚伝達デザイン学科 工芸工業デザイン学科 空間演出デザイン学科 芸術文化学科	高等学校教諭一種免許状	美術 工芸
	中学校教諭一種免許状	美術

**※建築学科・基礎デザイン学科・デザイン情報学科及び造形構想学部の学科は、課程認定を受けていないため、教職課程の履修ができません。**

教員免許状取得は、卒業所要単位数に加えて、教職免許法に定められた単位を修得する必要があります。また、教職課程の必修科目の時間割重複のため、希望する他の科目が履修できないなどかなりの履修上の負担を覚悟しなくてはなりません。特に、編入学・転科後に教職課程の履修を開始した場合、免許状取得に必要な全単位を卒業までに修得することは極めて困難です（ただし、未修得単位については卒業後に科目等履修生として修得することが可能です）。また卒業後に教職に就くことはかなりの狭き門となっており、相当の熱意を持って臨まなくてはなりません。教員免許状取得希望者は、こうした状況をよく理解した上で下記手続を行ってください。なお教職課程を履修する場合、教職課程履修費（24,500円）が別途必要となります。

### (1) 履修相談について

事前に電話にて予約の上、2023年3月22日(水)～3月24日(金)の期間に、1号館2階教務チーム資格担当窓口にて履修相談を必ず受けてください。受付期間について都合の悪い場合もご連絡ください。

事前に連絡がない場合、期間以外の履修相談は受けられません。

履修相談の際には、次の書類を必ず持参してください。

- ・「学力に関する証明書」：以前に在籍していた大学・短期大学より入手してください。教職課程の履修の有無にかかわらず証明を受けることができる場合があります。この「学力に関する証明書」だけは、その写しを事前にお届けいただくこととなります(詳細は予約の電話の際に説明します)。なお、「成績証明書」とは異なるので注意してください。
- ・「介護等体験終了証明書」：介護等体験を実施済の場合
- ・「教員免許状」(原本)：他教科等の教員免許状を取得済の場合

### (2) 教職課程の履修継続を希望する転科生(通信教育課程からの転籍生を含む)

教職課程は、教職課程認定を受けている学科・専攻に転科した場合にのみ履修継続が可能です。履修継続を希望する場合は、改めて教職課程履修手続(「教職課程履修願」の提出)が必要です。履修登録開始日<2023年4月5日(水)>までに1号館2階教務チーム資格担当窓口までお越しください。

## 3. 学芸員課程の履修について

### (1) 芸術文化学科の場合

学芸員課程の履修を希望している編入生・転科生は、2023年2月1日(水)までに、下記の芸術文化学科研究室のメールアドレス宛に「氏名」「合格した試験」「電話番号」を明記の上、件名を「学芸員課程履修希望」としてご連絡ください。期日を過ぎた場合は、一切受付できませんのでご注意ください。

- ・芸術文化学科メールアドレス：geibun@musabi.ac.jp

### (2) 芸術文化学科以外の学科の場合

#### ①履修に際しての手続き

編入生・転科生の学芸員課程履修方法は、入学の区分によって手続きが異なります。

#### ●2・3年次編入生

下記「②学芸員について(はじめに)」から「⑤履修手続」の内容を確認の上、手続を行ってください。

#### ●学芸員課程履修の継続を希望する転科生

(5)「履修手続」に記載している「学芸員課程履修願」の提出が改めて必要です。

ただし、芸術文化学科からの転科生は、2・3年次編入生と同様下記「②学芸員について(はじめに)」から「⑤履修手続」の内容を確認の上手続きを行ってください。

#### ●新規に学芸員課程の履修を希望する転科生

2023年4月からの履修はできません。2023年11月開催予定の「学芸員課程履修登録オリエンテーション」出席およびレポートによる選考を経て、2024年度からの学芸員課程履修が可能です。

## ②学芸員について（はじめに）

「学芸員」とは、博物館・美術館等において資料の収集や保管はもとより、一つの展示をする際にその企画の立案・展示、案内書・目録年報・報告書の作成、資料に関する研究調査説明等の一切を担う専門職員をいいます（「博物館法」第一章第四条第三項に、「博物館に、専門的職員として学芸員を置く。」と規定されています）。従って、深い専門的知識を身につけること、また、それを一般の人にわかりやすく橋渡しする熱意の持ち主であることが、必須の条件になります。学芸員の資格は、学士の学位を有する者で、大学において「博物館に関する科目」の単位を修得した者に与えられます。なお、資格取得したとしても、学芸員として実際にその仕事に就くことは、かなりの「狭き門」となっています。

## ③学芸員課程で履修できる科目・単位数

「博物館法」ならびに「博物館法施行規則」に基づいて、本学が定めている学芸員資格取得に必要な科目および単位数は以下の通りです。

博物館に関する科目	生涯学習概論	各2単位	生涯学習概論	各2単位
	博物館概論		博物館概論	
	博物館経営論		博物館経営論	
	博物館資料論		博物館資料論	
	博物館資料保存論		博物館資料保存論	
	博物館展示論		博物館展示論	
	博物館教育論		博物館教育論	
	博物館情報・メディア論Ⅰ <sup>*1</sup>		博物館情報・メディア論	
	博物館情報・メディア論Ⅱ <sup>*1</sup>			
	博物館実習Ⅰ	2単位	博物館実習	3単位
	博物館実習Ⅱ <sup>*2</sup>	1単位		
合計10科目 19単位以上		博物館法施行規則による科目名・単位数		

【前提科目】「博物館実習Ⅱ」を履修するための前提条件として修得すべき科目

前提科目	民俗学Ⅰ・Ⅱ	計4単位
	文化人類学Ⅰ・Ⅱ	計4単位
	考古学Ⅰ・Ⅱ	計4単位
	美術史概説・美術各論	計12単位以上

<sup>\*1</sup>「博物館情報・メディア論Ⅰ」および「博物館情報・メディア論Ⅱ」のみ選択必修科目ですが、両科目修得しても構いません。

<sup>\*2</sup>「博物館実習Ⅱ」の履修は、他の「博物館に関する科目」を全て修得していることが条件です。

※原則として「優」以上の評価で修得するように努めること。

※「博物館実習Ⅰ」では、講義のほか、主に夏季休業期間中に約2週間の集中授業による実習を行います。「博物館実習Ⅱ」では、学外の美術館・博物館等において、学芸員等による指導を受けながら約2週間（時期は施設により異なる）にわたり、実習を行います。各実習は、就職活動・卒業制作・その他個人の都合を理由に欠席することはできません。

## ④出願手続

学芸員課程の履修希望者は、下記要領で必ずレポート（両課題とも）を提出してください。

- ・課題1：あなたが特に関心を持つ美術館・博物館はどのようなジャンルですか。そのうちから、実際の館園を2・3とりあげ、その内容を含めて、自分の興味のあり方を具体的に示しなさい。[200～250字]
- ・課題2：あなたは、なぜ学芸員資格にチャレンジしようと考えましたか。学芸員としてどのようなことをしたいか、実現したい夢を書きなさい。[800～1000字]

## ●提出要項

用紙はいずれかを選択してください。

- ・原稿用紙（A4 ヨコ書き 20 字×20 行 400字詰使用）
- ・プリントアウト（A4 タテ置き・ヨコ書き 40 字×30 行）
- ・表紙として、「2023（令和4）年度 学芸員課程履修申込レポート」[2・3 年次編入生用]（様式はこちら）をホチキス留めしてください。
- ・手書きの場合は、黒のペンまたはボールペンを使用してください。
- ・プリントアウトの場合は、総文字数あるいは400字詰原稿用紙相当枚数を明記してください。
- ・課題ごとに用紙を変え、それぞれ一番上に「課題1」「課題2」と明記した上で記入を始めてください。

提出期限：2023年4月1日（土）午後4 時30 分まで

提出期限を過ぎた場合、理由の如何を問わず一切受理しません。

提出場所：1 号館2階教務チーム資格担当窓口

## (5) 履修手続

提出されたレポートを選考の上、履修許可者一覧を掲示します。履修許可を受けた学生には、1号館2階教務チーム資格担当窓口にて「学芸員課程履修願」を配付しますので、必ず受取ってください。

### (1) 履修許可者発表

発表日：2023年4月7日（金）

場 所：学芸員課程掲示板（詳細は下記の「（4）掲示」を参照）

### (2) 学芸員課程履修願の提出

「学芸員課程履修願」に必要事項を記入の上、2023年4月10日（月）午後4 時30 分までに教務チーム資格担当窓口にて提出してください。履修許可を受けても、期日までに「学芸員課程履修願」の提出がない場合、理由の如何を問わず、2023年度の学芸員課程の履修を辞退したとみなしますので注意してください。

### (3) 履修費の納入

学芸員課程の履修登録時に学芸員課程履修費（21,000円）が必要となります。

履修登録後に郵送される「振込依頼書」（銀行振込用紙）により、納入期限（「振込依頼書」に記載）までに一括納入してください。「振込依頼書」は、5月中旬に学費請求先として届出されている住所宛に郵送されます。一旦納入された履修費は、理由の如何を問わず一切返還しませんので注意してください。

### (4) 掲示

教務チームから学芸員課程履修者への連絡は、原則として掲示によって行います。

学芸員課程掲示板<1号館1階第2講義室(1-104)横中央広場側>および教務チーム掲示板<休講等の連絡：1号館1階第1講義室(1-103)横正門側>を見落とさないよう留意してください。

#### 4. 通信教育課程からの転籍手続きについて

通信教育課程から通学課程へ「転籍」する場合は、「転籍願」の提出が必要です。

入学手続期限までにその他の入学手続書類とともに提出してください。

なお、通学課程への転籍条件である62単位修得を満たすための科目が採点中の場合も、期日までに必ず提出してください。

提出書類：「転籍願」(様式はこちら)

※捺印漏れのないよう注意してください。

提出期限：2022年12月23日(金)(必着)

<問い合わせ先>通信教育チーム 学籍担当

TEL：0422-22-8171